



電子的情報の不法行為責任について：
詐欺、過失による不実表示、過失責任を中心として(1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川和, 功子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001271

電子的情報の不法行為責任について

— 詐欺、過失による不実表示、過失責任を中心として(1) —

川 和 功 子

目次

- [1] はじめに
- [2] 詐欺 (以上本号)
- [3] 過失
- [4] 過失の不実表示
- [5] まとめにかえて

[1] はじめに

近年情報化社会を背景に「有体物をベースとした法体系に無体物である情報の問題が徐々にくいこんできている」⁽¹⁾ 中で、「無体物である情報の問題情報を対象とした取引には有体物の取引とは異なる特質がある」⁽²⁾ ことから、無体物である電子的情報の取引に関わる民事的責任の特質について考慮することは有用なことであると思われる。

この論文は英米法における電子的情報を巡る不法行為責任について分析することを目的としている。英米法における不法行為法上の請求は両当事者が契約関係にない場合、そして契約法上の請求をすることが出訴期限や契約条項中の保証制限条項や損害賠償制限条項等によって可能でない場合に被害者を救済する有効な手段となり得る。

本稿における電子的情報とはコンピュータ・プログラムのように機械によって認識可能な電子的情報とインターネット上の情報のように人間によって認識可能な電子的情報を含むこととする。コンピュータ技術が組み込まれた製品の多くはさまざまな部品から構成されており、コンピュータ・プログラマーによって、プログラミングされ、部品に組み込まれ、頒布され、使用される。プログラム作成に建築や会計学等の専門性の高い知識が要求される場合もある。プログラムの製作者と被害者であるユーザの間には直接的な契約関係がない場合も多い。誤情報や名誉毀損を含むインターネット上の情報の瑕疵による損害についても、被害者と加害者との間に直接の契約関係はない場合が多い。さらに電子的情報の引き起こす損害は経済的損害である場合が多い。

本稿は建築、地図、本等伝統的な媒体に記された情報が惹き起こす損害についての責任と電子的情報が惹き起こす損害についての責任について比較しながら、電子的情報が組み込まれたコンピュータ技術が組み込まれた製品の瑕疵によって惹き起こされる損害、インターネット上の電子的情報の瑕疵によって惹き起こされる損害の不法行為責任について考察することをその目的とする。特に詐欺、過失、過失による不実表示、専門家の責任等の考察に焦点をあて、製造物責任法や請求権競合等の問題についての考察は後稿に譲ることとする。日本法においてもこれらの問題は当事者間の情報量、交渉力、若しくは専門知識の格差と情報開示義務、または免責、責任制限条項の効力といった重要課題を中心として⁽³⁾情報の提供に関する不法行為責任、不法行為上の詐欺、過失による不実表示、専門家の責任、契約締結上の過失による損害賠償、経済的損害等の問題等について考察する意義があると思われる。⁽⁴⁾

不法行為による請求は英米法において契約関係にない第三者に対して損害の賠償を請求すること以外に、契約関係にある当事者間において契約条項に含まれる損害賠償、保証の制限条項等被害者に不利な契約条項の適用を避ける事、契約法上の出訴期限によって訴訟提起が不可能になった場合にも訴訟を提起する事を可能にする。

加害者と被害者の行為損害の発生する状況として、当事者の介在という観点から考えると情報の作成者が情報を提供し、その情報の瑕疵のために直接的に損害を蒙る場合と、被害者、あるいは第三者の関与によって損害が生じる場合が考えられる。例えば、1897年の *Wilkinson v. Downton*⁽⁵⁾ は、夫がワゴンの事故によって両足を骨折したという誤りの情報を妻に伝えたところ、妻がショックを受け病気になってしまったという事件である。この場合情報が特に被害者の積極的な関与なしに直接的に損害を与えている。この場合、情報が誤りであったことが、法的な責任を生じさせる原因となったが。⁽⁶⁾ 情報が正しくともその伝え方によっては責任が生じる場合がないとはいえない。電子的情報の場合において直接的に損害が発生する場合としては、ハードが介在することにはなるが、例えば、プログラムを埋め込んだ炊飯器の誤作動により、炊飯器が爆発するとか、スペースシャトルがソフトウェアのバグによって爆発する等の例があげられる。このような場合においては当事者間に契約が存在する場合も多いであろう。

一方被害者がその情報に基づいて積極的にある行為をすることによって間接的に損害が惹き起こされる場合もある。会計士の誤った財務諸表等を信頼して会社に投資した場合や、飛行場に着陸するためのチャートの誤りによって損害が惹き起こされた *Aetna Casualty & Surety Co. v. Jeppesen & Co.*⁽⁷⁾ の例があげられる。このような場合においては、情報が専門的知識によって作成されており、他の情報源から取得するのが難しく、情報の受取り手との間に知識の格差があればあるほど情報に依拠して行動する確立が高くなる。このような場合においては当事者間に情報を提供する契約がない場合も多いであろう。あるいは、コンピ

ュータ・システムがある機能を達成することができるとする宣伝パンフレットや仕様書に基づいて契約を締結した結果、そのコンピュータ・システムが正しく作動しないため損害が惹き起こされる場合もある。この場合、電子的情報ではない広告、宣伝等に含まれる機能についての付随的な情報と、コンピュータ・システムに組み込まれた電子的情報の双方が一体となって取引されているといえる。⁽⁸⁾

さらに、情報を作成した者から第三者（仲介者）に提供された情報が被害者に損害をもたらす場合もある。電子的情報の作成者がそれ自体は完璧なプログラムを作成して第三者に提供し、第三者はそのプログラムを組み込んであるシステムを作成したとしても、その使用環境によっては正常に機能しない場合もある。⁽⁹⁾ 汎用性の高いプログラムは作成者の予定もしなかった形で第三者の製品に組み込まれている可能性がある。ソフトウェア自体の瑕疵である場合、ハードウェアである場合、ソフトウェア自体に瑕疵がなくても、ハードウェアと適合していないために故障が生じる場合、意図していた機能を果たしていても損害が引き起こされる場合等が考えられる。反対にソフトウェアの瑕疵があってもハードウェアにフェールセーフ機能がついているため故障が生じない場合もある。*Sparacino v. Andover Controls Corp.*⁽¹⁰⁾ においては、コンピュータ化されたエネルギー管理システム（EMS “energy management system”）が第三者によって暖房、換気、エアコン（HVAC “heating, ventilating, airconditioning”）システムに組み込まれて学校に提供された。このEMSは朝の6時半まで作動しないようにプログラムされていたが、科学の教師が朝6時半に塩素ガスの発生する実験を行ったところ作動しなかったため、当該教師が身体的損害を蒙ったという事例であった。このような場合プログラムの製作者と被害者の間に直接契約関係があることはほとんどないといえる。

[2] 詐欺

[a] 詐欺に基づく請求を行う理由について

コンピュータ技術の供給者はあるシステムを提供する場合、その能力、そして付随するサービスについて広告、宣伝を行い、それらの表示はユーザがあるシステムを採用する際の重要な要因となりうる。エンド・ユーザは、コンピュータ技術の供給者から直接コンピュータを購入する場合もあれば、代理店を通じて供給を受ける場合もある。当事者間に契約がない場合であっても、コンピュータ技術の供給者は情報財の使用を許諾するためのライセンス契約によって直接的な契約関係を締結しようと試みる。

当事者間に契約がある場合、詐欺の訴えが認められれば、契約条項の適用を避けることが可能となる。⁽¹¹⁾ さらに、口頭証拠の原則にもかかわらず契約条項とは異なった証拠を提出す

ることができ、⁽¹²⁾ 契約法上の出訴期限の期間が経過してしまっても、期間の経過していない不法行為法上の請求が可能となる。⁽¹³⁾

詐欺と不実表示の相違は、通常、詐欺の場合、不実表示の要件に加えて表示が故意または無謀に行われたという要件が加えられるが、米国の州によって区別はそれほど明確なものではなく、どちらを請求するかは州ごとの要件に従っておのずと異なってくる。

[b] 英国

英国において詐欺が成立するための要件は、1) 存在する事実についての不実の表示であり、故意または無謀に行われたものであり、かつ2) 行為が惹き起こされることを意図されており、かつ3) 原告がその表示に基づいて行動し、損害を蒙っていることである。⁽¹⁴⁾ 従って、未来における行為または約束についての現在の意図についての声明は、それが、もし、それがかなえられなくても、約束にかかわる事実が真実でない場合や、約束を果たす意図がない場合でない限り、詐欺とはいえないこととなる。声明が単なるセールストークであるかどうかはその取引の状況による。詐欺の場合の損害賠償は予測可能であるかないかにかかわらず、その不実表示によって直接惹き起こされる損害に対して責任が課される。⁽¹⁵⁾

当事者間に契約がある場合、1967年の不実表示法が適用される。同法第2(1)条は不実表示によって契約を締結した者が損害を蒙った場合、詐欺的な不実表示であるか、詐欺的でない不実表示であるかにかかわらず、その表示について合理的な根拠があったこと、かつ契約時までに表示された事実が真実であると信じていたということを表示者が証明できなければ損害賠償責任を負うと規定する。⁽¹⁶⁾ つまり、第2(1)条は詐欺的な不実表示と意図的でない意思表示についての両方について規定している。

もし当事者間に契約が存在せず、詐欺に基づく責任が問えない場合、当事者間に情報を開示する責任が存在する場合には、*Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd.* 等⁽¹⁷⁾ が、過失による不実表示の責任についてのコモンローのルールを確立している。当事者間に契約関係がない場合に詐欺における責任を追及するための手段としては証明責任の重い不法行為上の詐欺が必要となる。⁽¹⁸⁾

注目すべき点は、英国における不実表示についての法は、専門知識の欠如し、あるいは専門家的なアドバイスを得ることのできない者、または標準書式契約の条項を提示され変更ができない弱い立場の当事者が存在する場合、契約の自由を制限することができるものであるということである。⁽¹⁹⁾

1977年不公正契約条項法⁽²⁰⁾ の第2(2)条は、人身損害以外の過失による損害の責任を排除する条項を同法第11(1)条に規定する合理性の範囲で無効とすることができると規定する。1999年消費者契約における不公正契約条項規則の第5条、第8条は売主または供給者と消

費者間の契約で（消費者契約）個別に交渉が行われなかったものにつき消費者契約、標準契約の不公正契約条項が消費者を拘束しないことを定めている。同法付表2は不公正とみなすことのできる条項を例示している。さらに、1999年契約（第三者の権利）法は、契約に明示された第三者と利益を受けることを予定された第三者が契約の内容を請求できる旨を定めている。

このような規定は表示者と契約条項の供給者に対して保証排除条項等を制限する条項の効力を否定する有効な手段である。つまり当事者間に契約関係があれば、契約中の不公正条項についてはコントロールされることとなり、コモンロー上の詐欺、不実表示による救済は必要でなくなる。他方契約のない場合において救済をするための法理としては、コモンロー上の詐欺、過失不実表示に加えて下記の保証理論、附随契約が有用である。

後述するが、米国においてある契約条項が適用されるのを避けるためには不法行為上の詐欺あるいは不実表示による救済を請求することが必要となってくる。そのなかで、不法行為上の不実表示は契約条項を積極的にコントロールする役目を負っていない。英国よりも契約自由が尊重され、言語および形式上の要件がそろっていれば、詐欺的な不実表示がない限り契約条項は通常有効とされる。⁽²¹⁾

[i] 情報一般について

Langridge v. Levy は、銃の購入者の息子は、銃は安全であるというのは誤った情報であると知りつつそのような情報を提供した被告に対し⁽²²⁾、詐欺の法理によって損害賠償を請求することができるとした。⁽²³⁾ 裁判所は保証は契約の効果を有するとした。⁽²⁴⁾

Andrews v. Hopkinson では⁽²⁵⁾ 車の買主が中古車販売のディーラーからいったん金融会社に売られた車を、後に購入するオプションがついた形でリースするという契約を締結した。契約を締結するにあたり、中古車販売のディーラーが中古車についてまったく問題がなく良い車であることを自分の人生にかけて誓うなどと発言したが、その車が欠陥のあるものであった場合、買主は保証理論によって賠償を請求することができるとした。この *Langridge* と *Andrews* のどちらにおいても、明示の表示は保証であるとされ、救済に直接的な契約関係は必要とされなかった。

[ii] 電子的情報

電子的情報の取引においてコンピュータ・プログラムのユーザーはプログラムの創作者と直接的な契約関係にあるとは限らない。ユーザはプログラムについての宣伝文句、仕様に基づいてある特定のプログラムを選択する。明示の表示については *Langridge* と *Andrews* と同様に保証にもとづいて賠償が請求できる可能性がある。

コンピュータ・システムが購入される際、供給者がそのプログラムが効率的な会計の機能を有するなどの表示を行った場合、供給者はそのシステムの瑕疵に関して責任を負うことがある。このような場合、買主と供給者との間に附随契約 (collateral contract) が存在するとされる場合がある。⁽²⁶⁾ 附随契約では、表示や約束が主たる契約とは別個の保証であるとされる可能性がある。

附随契約による請求が認められた事例として、*Mackenzie Patten & Co. v. British Olivetti Ltd.*⁽²⁷⁾ が挙げられる。被告は会計処理のためのコンピュータを第三者からのリースを通じて原告に供給していた。被告は原告に対し、コンピュータは効率的な会計処理ができると伝え、設置と原告スタッフのトレーニングも行うと伝えていた。⁽²⁸⁾ 原告はコンピュータの供給者を保証違反、不実表示法第2条に基づく不実表示と過失に基づいて訴えた。⁽²⁹⁾ このケースにおいては、原告がリース契約を締結するように誘引した声明が、附随契約の保証 (collateral, contractual warranties) であるとされ、被告はその保証に違反したとされた。⁽³⁰⁾ 裁判所は1977年不公正契約条項法に基づき「すべての状況において」責任を排除する契約条項が合理的であったかどうかについて考慮したが、このような条項は合理的でないとした。⁽³¹⁾ 裁判所は保証理論によって原告に十分な救済を与えることができるので、不実表示または過失による請求について考慮する必要がないとした。⁽³²⁾

South West Water Services Ltd. v. International Computers Ltd. (ICL)⁽³³⁾ は、不実表示法の第3条により、契約前の不実表示に関する責任を排除する条項が、非合理的であるとされた。裁判所はICLのなした表示は無謀に根拠もなかったので、顧客を契約に誘引したICLのみが知識を有している根本的な事柄についての不実表示に関しての責任を排除するのは非合理的であるとした。

MacKenzie Patten においても、*South West Water Services Ltd.* においても、供給者とユーザの製品に対する知識の格差に基づいて供給者側が取引的に優位な地位におかれていることが、ユーザの損害に結びついているといえる。

[c] 米国

米国における詐欺の定義は州によって異なっている。詐欺が証明されれば、懲罰的賠償が請求できる可能性がある。⁽³⁴⁾ オハイオ州における詐欺の要件は、現在または過去の事実に関する実際若しくは黙示の表示、または隠蔽であり、その事実が取引に重要であること、表示が虚偽 (false) であること、虚偽性 (falsity) について悪意であるか真実かどうか無謀に無視して (reckless disregard) いることである。⁽³⁵⁾

[i] 情報一般について

ニューヨーク州における詐欺的誘引 (fraudulent inducement) の要件は *JoAnn Homes at Bellmore, Inc. v. Dworetz*,⁽³⁶⁾ では、1) 事実に関する表示であり、2) 真実でない (untrue)、若しくは真実でないことが知られているか、または無謀に表示され、3) 他者を騙して他者がその表示を受けて行動するように誘引するために提供され、4) 損害が発生したことである。⁽³⁷⁾ この事例において土地の売主はその土地の埋め立てが十分になされていないことや、海岸線に傾斜がつけられていない事等、町の条例に適合した土地でないことを知っていたにもかかわらず、適合した土地であると顧客に対して表示していた。裁判所は目的物の性質と契約前の交渉に鑑みて売主が適合した土地を保証していたと判断した。⁽³⁸⁾ この場合においても、買主が売主に比べて専門的な知識に欠けることから、なされた表示については真実であるか確認するのが困難であり、表示について信頼する可能性が高いことが注目される。

[ii] 電子的情報

ミネソタ州法が適用された *Clements Auto. Co. v. Serv. Bureau Corp.*⁽³⁹⁾ においては、被告は原告に在庫管理のために有用であるデータ処理サービスを供給することになっていた。ミネソタ州における詐欺の要件は、1) 虚偽の表示であること、2) 現在または過去の事実に関するものであること、3) 重要な事実に関することであること、4) 知識によって証明できるものであること、5) 表示者が虚偽ものであることを知っているか、または真実であるか虚偽であるかを知らずに自己の知識としてそれを主張すること、6) 表示者は他者が誘引されて行為をし、またはその表示に依拠して行為をすることが正当化されることを意図すること、7) その者の行為が誘引され、若しくはその行為が正当化されること、8) その者はその表示を信頼して行為すること、9) 損害の発生、10) 損害は当該不実表示に起因すること、— 声明は被害と相当因果関係 (proximate cause) になければならない— である。⁽⁴⁰⁾ ミネソタ州の要件では騙す意図や無謀さも必要とされない。⁽⁴¹⁾ この事例においては契約に完結条項や保証排除条項が存在していたことが被告の表示に対する信頼を減殺するものであったとはいえ、原告の表示に対する信頼はコンピュータ技術に関する当事者の知識の差があったため正当化されると判断された。裁判所は被告にデータ処理サービスに支払われた代金、メンテナンス、人件費などの余計にかかった費用などの賠償を認めた。⁽⁴²⁾

ニューヨーク法が適用された *AccuSystems, Inc. (AccuSystems) v. Honeywell Info. Sys., Inc. (Honeywell)*⁽⁴³⁾ 判決において AccuSystem は給料支払いサービスを顧客に提供するために Honeywell からコンピュータと関連するソフトウェアを導入し、コンピュータ機器やソフトウェア等の購入契約、ソフトウェアのライセンスに関する契約および保守契約を締結した。

この際、Honeywell はコンピュータのリスポンスタイムについて特定の速度が達成できないこと（最大32ターミナルをサポートしている）について表示し、OSがテストされ、他の場所でも設置されて正常に稼動していること等についても文書に記載していた。

ニューヨーク法における詐欺の誘引の要件を充足するためには上記の様に表示者が虚偽であると知っているか、または無謀になされた事実の表示であることが必要となる。⁽⁴⁴⁾ 裁判では3ターミナルでさえ同時に操作することができない事や、テストが実際には行われていなかった事などが明らかになり、⁽⁴⁵⁾ 裁判所は機能についての Honeywell の表示は、契約が締結される前に原告を誘引するために真実でないことまたは真実であるかないかにかかわらず意図的、無謀になされたと判断した。⁽⁴⁶⁾ さらにこの産業の目覚ましい発展に鑑み、Selden の Honeywell に対する信頼は合理的なものであったとされた。⁽⁴⁷⁾ 裁判所は契約条項に存在した訴因の発生から2年以上経過した場合裁判所に訴えることができないとする条項は無効であるとした。⁽⁴⁸⁾

PTI Services, Inc., v. Quotron Systems, Inc.⁽⁴⁹⁾ では、被告はリアルタイムの金融市場データを提供しており、原告は被告の保守と技術サポート部門を買収した。この買収に伴い、原告は被告の顧客に対してサービスを提供することにしていた。当事者の間では、被告または第三者が電話サービスセンター（Call-in Center, CIC）を設置し、原告の技術サポートを斡旋することになっていた。原告は被告がCICの事業を初歩的な技術サポートも行うIBMに移転するということを隠していたと主張した。裁判所は、契約違反の訴えとは別個に非開示に基づく詐欺の訴えについて考慮した。詐欺的誘引の訴えが認められるために要求される「特別な関係」とは、当事者一方が知識の点において優位にあり、そのような知識を原告が容易に得ることが難しく、原告が間違った知識に基づいて行動をしていることを被告が知っており、かつその信頼が合理的であることが必要とされたとした。⁽⁵⁰⁾ 裁判所は原告が事業の移転について知っており、さらに原告と比べてIBMがもっと効率的にCICを運用した場合の効果について被告が知識の点で優位であったことはなく、むしろ、そのことについて最初に指摘したのは原告側であったとして、原告の訴えをしりぞけた。

これらの判決について概観すると、知識の格差があったかどうか重要な決め手となっているようである。*Clements Auto* は当事者間の専門知識の差が表示に関する信頼を正当化するものであるとしている。⁽⁵¹⁾ *AccuSystems* では、原告はコンピュータ産業で長年働いてきたが、取引された特定のOSについては原告が熟知していたその他のシステムを異なっていたことが指摘され、ユーザが特定のコンピュータ技術になじみがなければいけなく、供給者の表示に依拠して行動することが正当化されるとしている。⁽⁵²⁾

PTI Services においては、契約当事者の一方が他の当事者に比べ専門的知識の点で優位にあり、知識が容易に取得し得ないものであり、間違った知識に基づいて行為をしている場

合に開示の義務があるとしている。

詐欺的誘引は契約条項にかかわらず、供給者の責任を追及することを可能にする。被告はシステムについて特定の機能が達成できる旨表示し、原告に比べてより多くの知識を有しており、原告はこのような表示に基づいて契約を誘引され、被告はシステムが機能しないことを知っているというケースが多いようである。

[d] 比較

詐欺的誘引、附随契約、保証理論は、契約を締結することを誘引された当事者の救済を可能にする。コンピュータ製品の取引において、表示者はユーザに比べて専門的知識の点で優位にある場合、取引の目的物に関する特定の機能について表示を行い、原告はその表示を信頼して契約を締結する。被告は被告の信頼について知っていながら取引を誘引することが多い。

取引の目的物が銃や車、土地といった目的物の品質を判断する際はある程度の専門知識が要求されるものである場合、当事者間の知識の格差が生じる可能性がでてくる。

英国においては両当事者に契約が存在する場合には1967年不実表示法や1977年不公正契約条項法、1999年消費者契約における不公正条項に関する規則が適用された場合、保証排除条項、損害賠償の制限条項等が非合理的な条項とされ、排除されることがある。さらに1999年契約（第三者の権利）法は明示され、利益を受けることを予定された第三者が契約内容の執行を請求することができる。

両当事者間に契約がない場合にはコモンロー上の詐欺、善意不実表示についてのコモンロー上のルールが適用される。判例によると、保証や附随契約といった理論が直接的な契約関係がない場合の救済を提供している。

米国において当事者間に契約があり、ある契約条項を無効とするためには、詐欺による誘引の請求をすることが有用な手段となる。他方下記に紹介する過失不実表示の理論は契約自由の観点から契約条項を積極的にコントロールする役目を果たしていない。

注

- (1) 北川善太郎 「取引の目的としての情報」 NBL 24号 27頁 (1972)。
- (2) 北川・前掲注 (1) 27頁。
- (3) 消費者と事業者間の契約については消費者契約法があり、以下の文献も含めて多数の文献がある。《特集》「消費者契約法と21世紀の民法」民商 123巻第 4.5号 (2001年) 469頁以下参照。潮見佳男「比較法の視点から見た「消費者契約法」」民商 123巻第 4.5号 613頁。契約締結過程の規律という観点から英米法の詐欺、不実表示法等について論じている。；経済産業省「電子商

取引に関する準則」平成15年6月。情報財の提供に際しての重要事項不提供の効果、消費者契約法8-10条に違反する条項についての解釈を提示している。；免責条項・責任制限条項と説明義務、情報提供義務違反については潮見佳男「債権総論1」405頁、565頁以下参照（信山社、第2版、2003）。；「金融商品販売等に関する法律」は金融商品の販売において金融商品の販売を行う金融機関等に顧客に対する説明義務を課す。

- (4) 情報提供者の責任については以下の文献も含め多数の文献がある。北川善太郎『契約責任の研究』221頁以下（有斐閣、1963年）。契約締結上の過失と不実表示の関係について論じている。；「不法行為としての詐欺」、「過失による詐欺的行為」については本吉邦夫「詐欺」林良平・中務俊編『判例不法行為法』（有信堂、1966年）参照。；「民事上の詐欺」と「過失に因る不実の陳述と不法行為」について宗宮信次『不法行為論』316頁以下（有斐閣、1968年）参照。；岡孝「情報提供の誤りについての第三者への責任」一橋論叢76巻第4号64頁（1976）。；英米法における情報提供者の責任については松本恒雄「英米法における情報提供者の責任（1）（2）—不実表示法理を中心として—」法学論叢100巻3号35頁（1976）、101巻2号60頁（1977）参照。；北川善太郎・及川昭伍編『消費者保護の基礎』310頁（青林書院社、1977）。；北川善太郎「不当表示の民法的効果 中間法域の研究の必要性—」公正取引322号4頁（1977）。；ドイツ法における虚偽情報提供についての責任については松本恒雄「ドイツ法における虚偽情報提供者責任論（1）（2）（3）」民商79巻2号（1978）、79巻3号380頁（1978）、79巻4号587頁（1979）参照。；松本恒雄「消費者取引における情報提供責任—民法における表示法理の再検討—」（1981）。；イギリス法における経済的損害については菅原勝伴「「経済的損害」の賠償（一）（二）—イギリスのネグリジェンス判例における損害賠償の法政策論を中心に—」北海学園法学研究15巻1号47頁（1979）、15巻3号49頁（1980）、田井義信「不法行為責任の拡大」中川淳先生還暦祝賀論集『民事責任の現代課題』（世界思想社、1988年）、田井義信『イギリス損害賠償法の理論』（有信堂、1995年）等参照。；専門家の責任、専門家の立場からの情報提供責任についても多くの文献がある。川井健『専門家の責任』（日本評論社、1993）。；能見善久「専門家の責任」別冊NBL28号4頁（1994）。；現代民事責任法研究会「専門職業人の誤情報提供と損害賠償責任」比較法雑誌23巻4号（1990）。；横山美夏「契約締結過程における情報提供義務」ジュリスト1094号128頁。；潮見佳男「投資取引と民法理論（1）—（4）」民商法雑誌117巻6号807頁（1988）、118巻1号1頁（1988）、3号362頁（1988）。；ドイツにおける情報提供義務論の展開（1）—（3）」法学論叢145巻2号1頁（1999）、145巻3号1頁（1999）、4号1頁（1999）。；前掲注（3）潮見「債権総論I」565頁以下参照。
- (5) 2 Q.B. 57 (1897). 被告が冗談で夫が事故にあつて怪我をしたことを妻に告げたところ妻が病氣となってしまった。
- (6) *See id.* 被告が原告に対して身体的損害を惹き起こすことを意図して行為し、その行為を正当化するものはないとされた。
- (7) 642 F.2d 339 (9th Cir. 1981).
- (8) 北川善太郎「情報と民事責任の枠組」『情報の瑕疵がもたらす民事上の責任に関する調査研究』財団法人産業研究所委託研究61-62頁（1993年）。「無体物」製品はプログラム等の「財として

の情報」とマニュアル、指示、説明等の「情報のフロー」を含んでいるとの指摘がなされている。

- (9) *Dunn Appraisal Co. v. Honeywell Info. Sys., Inc.*, 687 F.2d 877, 880-82 (6th Cir. 1982) (互換性のあるシステムを提供することができなかった事例)。
- (10) 592 N.E.2d 431 (Ill. App. Ct. 1992).
- (11) RAYMOND T. NIMMER, *THE LAW OF COMPUTER TECHNOLOGY* ¶ 7.02 [1] (1996); COLIN TAPPER, *COMPUTER LAW* 67 (3d. ed. 1983).
- (12) *APLications Inc. v. Hewlett-Packard Co.*, 501 F. Supp. 129 (S.D.N.Y. 1980).
- (13) *Cf. AccuSystems, Inc. v. Honeywell Info. Sys., Inc.*, 580 F. Supp. 474, 482 (S.D.N.Y. 1984). 契約条項に含まれる2年の出所期限は詐欺誘引の請求の妨げとはならない。
- (14) *Pasley v. Freeman*, 100 Eng. Rep. 450, 456 (K.B. 1789) 請求可能 (actionable) となるには、損害が被告が原告を騙し (deceive)、かつ原告から詐取する意図で、その行為をするように原告を騙して促し (deceitfully encourage)、説得し、かつそのために虚偽の断言をし、そしてその結果として原告が行為をなしたことが必要となる。; *see also generally* *Derry v. Peek*, 14 App. Cas. 337, 343 (H.L. 1889) 被告はその声明について真実だと誠実に信じていた場合責任を問われないとする。; *Bradford Third Equitable Benefit Bldg. Soc'y v. Borders*, 2 All E.R. 205, 211 (H.L. 1941) 被告が声明が虚偽であることを知っていたことを原告が証明できなかったので責任を問われなかった。
- (15) *Doyle v. Olby (Ironmongers) Ltd.* 2 Q.B. 158, 167 [1969].
- (16) *Misrepresentation Act*, 1967, c. 7 § 2 (1).
- (17) A.C. 465 (H.L. 1964).
- (18) *LAW REFORM COMMITTEE, TENTH RREPORT*, 1962, Cmnd. 1782, at 11.
- (19) *Id.* at 12.
- (20) 松本恒雄・鈴木恵・角田美穂子「消費者契約における不公正条項に関するEC指令と独英の対応」一橋論叢 112巻1号 (1994年)。; 鹿野菜穂子「不公正条項コントロールをめぐるイギリス法の展開」鹿野菜穂子・谷本圭子編『国境を越える消費者法』143頁 (日本評論社、2000年)。; 川元主税「イギリス1999年契約 (第三者の権利) 法」九大法学 80号 380頁 (2000)。
- (21) *See e. g.*, U.C.C. § 2-316 (1998).
- (22) 6 Eng. Rep. 863, 868-69 (1837).
- (23) *Id.* at 863.
- (24) *Id.* at 868.
- (25) 1 Q.B. 229, 229 (1957).
- (26) *See e. g.*, *Wells (Merstham) Ltd. v. Buckland Sand & Silica Ltd.*, 2 Q.B. 170, 178-79 (1963). 被告の明示の保証がその後の購入を誘引することになったので、被告から直接購入したのが4回のうち1回であったことは関係ないとした。
- (27) 48 M.L.R. 344 (Q.B. 1984).
- (28) *See id.* 売買契約には過失によって惹き起こされた死と直接的な身体的損害以外の直接的あるいは間接的な損失または利益の損失についての損害賠償責任について排除する規定をおいていた。

- (29) *Id.*
- (30) *Id.*
- (31) *Id.*; *George Mitchell (Chesterhall) Ltd. v. Finney Lock Seeds Ltd.*, 1 Q.B. 284, 301-02 (1983)
デニング卿は責任制限条項の厳格な解釈は特定の状況下においては不公正で不合理である場合
もあるとした。
- (32) *MacKenzie Patten*, 48 M.L.R. at 344.
- (33) [1999] B.L.R. 420.
- (34) *See e.g.*, *The Glovatorium, Inc. v. NCR Corp.*, 684 F.2d 658, 663 (9th Cir. 1982).
- (35) *See e.g.*, *Block v. Block*, 165 Ohio St. 365, 377 (1956); *see* RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS
§ 525-26 (1977).
- (36) 25 N.Y.2d 112 (1969).
- (37) *Id.* at 119.
- (38) *Id.* at 120.
- (39) 444 F.2d 169 (8th Cir. 1971).
- (40) *Id.*
- (41) *Id.* at 176.
- (42) *Id.* at 187, 191. 損害額は\$247,745.17であった。
- (43) 580 F. Supp. 474 (S.D.N.Y. 1984). 契約には以下のものがあつた。
OEM Agreement for Computer Equipment, Services and Software Products
OEM Software Product License Supplement
Maintenance Service Agreement for Data Processing Equipment
Id. at 477-79.
- (44) *Id.* at 482 (citing *JoAnn Homes*, 25 N.Y.2d 112 (1969)).
- (45) *Id.* at 478.
- (46) *Id.* at 482.
- (47) *Id.*
- (48) *Id.*
- (49) No. 94-2068, 1997 WL 220285 (E.D. Pa. 1997) *aff'd without opinion*, 135 F.3d 766 (3d. Cir.
1997).
- (50) *See id.* at 36 (citing *Shamis v. Ambassador Factors Corp.*, 1996 WL 457320, at *5 (S.D.N.Y.
1992).
- (51) *Clements Auto*, 444 F.2d at 183-84.
- (52) *AccuSystems*, 580 F. Supp. at 483.

本稿は日本学術振興会の文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究の一環である。